



日本のかたち④

暮らしのなかに、日本のかたちを見る。さり気ない景色のなかで物語を発見し、その世界のなかに、しばしの遊びにふける自分のこの一刻は、至福のときである。雨の千日行でかぶる修行僧の笠のかたちを蓮園で目にする。そこに一途な苦行の姿が浮かび上がり美しく思え、一篇の詩情が心に刻まれた。日本人の感性は、古典的な東洋哲学を土台にして磨き上げられているのだろうか。暮らしの折々に、多種多様な文化を築き伝承してきた先人に対し、心からの感謝とさらに伝えていかなければならない自分たちの責任をひしひしとを感じる。(万博日本庭園)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「算定基礎届」は7月1日から10日までに提出しましょう
- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」はすみやかに提出しましょう
- 「990X」で始まる仮基礎年金番号のお知らせ
- 協会けんぽからのお知らせ・メールマガジン好評配信中！ ・インターネットで医療費情報の確認、健診の申し込みができます
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました！
- シニアライフセミナー ●心の健康セミナー開催 ●年金事務講習会 ●労務事務講習会

職場内で回覧しましょう

「算定基礎届」は 7月1日から10日までに 提出しましょう



健康保険・厚生年金保険では、毎年1回、保険料や健康保険の給付金、厚生年金保険の年金額を計算する基礎となる「標準報酬月額」を決め直すために算定基礎届を提出することになっています。

標準報酬月額は、入社等によって被保険者資格を取得したときに、事業主から労働の対償として受ける報酬をもとに決定されます。

ところが、そのときに決められた標準報酬月額を長期間固定しておきますと、定期昇給などによって被保険者が実際に受ける報酬額と標準報酬月額とがかけ離れてしまいます。このため、毎年1回、決められた時期に被保険者全員の標準報酬月額を見直すことになっています。

具体的には、事業主は、4月・5月・6月に被保険者に対して支払った報酬を「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」に記載し、7月1日から10日までに管轄の年金事務所に届出ることになります。

この届出により、年金事務所では、各被保険者の新しい標準報酬月額を決定し、事業主に通知します。

これを定時決定といい、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間における健康保険・厚生年金保険の保険料や保険給付の計算の基礎とすることになっています。

定時決定によって算定することが困難または著しく不当なとき

標準報酬月額の決定に際して、次に該当する場合には、保険者（年金事務所）が算定する額をその被保険者の報酬月額とすることができるとされており、これを「保険者算定」といいます。

- ①4月・5月・6月の3カ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、または、さかのぼった昇給によって数カ月分の差額を一括して受けるなど、通常、受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ②4月・5月・6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③4月・5月・6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④「当年の4月・5月・6月の3カ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、この差が業務の性質上例年発生することが見込まれ、かつ、被保険者が年間平均で算定した標準報酬月額にて定時決定することに同意している場合

届出方法

④の届出にあつては、算定基礎届の備考欄に「年間平均」と付記いただき、次の資料を併せて提出していただく必要があります。

- ・業務の性質上、例年見込まれるものである理由を記載した申立書
（様式1）「年間報酬の平均で算定することの申立書」
- ・定時決定の保険者算定に係る報酬額等の資料および保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書
（様式2）「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較および被保険者の同意等」

上記の様式1および様式2は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることができます。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届」は すみやかに提出しましょう

対象となる賞与

健康保険および厚生年金保険では、被保険者が労働の対償として受ける賃金・給与・俸給・手当等については、標準報酬の基礎としていますが、年末手当・ボーナス・賞与など事業所によって名称は異なっていますが、年間を通じて3回以下の回数で支給される賞与は標準報酬の基礎から除き、標準賞与額として保険料を賦課することになっています。

なお、年4回以上支給される賞与は、標準報酬月額を決定する基礎となる報酬の対象となります。



賞与支払届の提出

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。現行の算定基礎届と同様に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙と賞与支払届総括表が、登録されている賞与支払予定月の前月に送られてきますので、支払年月日や賞与額などを記入し提出します。

なお、賞与の支払いがない場合でも、賞与支払届総括表の届出は必要となります。

また、被保険者賞与支払届は、電子媒体申請（CD・DVD等）や電子申請による提出が可能です。

事業主の皆さまの希望に応じて、被保険者の氏名などを収録した磁気媒体（CD）を配布します。

配布を希望される場合は、管轄の年金事務所まで申し出てください。



ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

「990X」で始まる 仮基礎年金番号のお知らせ

仮基礎年金番号とは

- 日本年金機構では、適正に年金記録を管理するため、1人の年金記録を1つの基礎年金番号で管理することとしています。
しかしながら、転居、就職や転職の際に基礎年金番号を申し出いただけいないため、複数の基礎年金番号が払い出され、年金記録が分かれて管理されている状態が発生しています。
- 1人に複数の基礎年金番号を払い出すことを防止するため、資格取得届に基礎年金番号が未記入のときに、氏名、生年月日および性別の3項目の一致する基礎年金番号がすでに存在する場合は、『他に基礎年金番号をお持ちの可能性のある方』として、上4桁が「990X」から始まる他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号）を払い出して、さまざまな機会を通じて本来の基礎年金番号に年金記録を統合することとしました。

仮基礎年金番号の主な特徴

- 「990X」から始まる基礎年金番号です
仮基礎年金番号は、本来の基礎年金番号が判明するまでの間のお客さまの年金記録を管理するための番号です。
そのため、仮基礎年金番号でも厚生年金保険の資格取得等、国民年金の適用や保険料をお納めいただくことができます。
- 他の基礎年金番号をお持ちかどうか調査するため『基礎年金番号確認のお願い』をお送りします。
『基礎年金番号確認のお願い』は、とても大切なお手紙ですので、届いた方は必ずご回答ください。
初回のお手紙でご回答をお忘れになった場合などでも、2回目、3回目まで、合計3回『基礎年金番号確認のお願い』をお送りします。
- 「990X」から始まる年金手帳を発行します
一定の期間を過ぎても仮基礎年金番号のままの方には、本来の基礎年金番号が確認されるまでの間、使用する年金手帳を2回目の『基礎年金番号確認のお願い』に同封してお送りします。
- 年金給付の裁定はできません
仮基礎年金番号のお客さまは、他に基礎年金番号をお持ちの可能性が高い方ですので、調査のうえ、本来の基礎年金番号に年金記録を統合してから年金を裁定（決定）します。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

記入例

基礎年金番号確認のお願い

◆この書類は、すでに基礎年金番号をお持ちの可能性のある方に、基礎年金番号を複数払い出すことを防ぐため、他の基礎年金番号をお持ちでないか等をお尋ねするためにお送りしています。

整理番号
事業所整理記号

上記番号は、事務処理のために使用する番号です。

以下のとおり回答します。	平成 00 年 00 月 00 日
ご署名欄	
お名前	年金 花子 年印
電話番号	00 (0000) 0000

次の質問にお答えいただき、年金事務所までご返送ください。
ご返送がない場合、年金加入記録は分かれてしまい、将来受け取る年金が正しく計算されないなどお客さまにとって不利益となることがあります。

質問1	「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をお持ちですか	はい	その番号をご記入ください 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0 0
	いいえ		
質問2	「年金証書」をお持ちですか	はい	
	いいえ		
質問3	以下の記録でご自身の年金記録と思われる場合には、①欄に○印を記入のうえ、⑤、⑥欄に具体的な内容をご記入ください (下記に記録の印刷がない場合は、質問4にお進みください)		以上で終了です。

①ご自身の加入記録に○を記入ください	②加入制度	③年金制度に加入した年月日	④年金制度を脱退した年月日	わかる範囲で構いませんのでご記入ください	
○	厚年	00. 00. 00.	00. 00. 00.	⑤厚生・共済の場合 お勤め先の名称 ○○生命保険会社	⑥その当時の住所 東京都三鷹市下連雀0-0-0
○	国年	00. 00. 00.	00. 00. 00.		東京都杉並区高井戸0-0-0

※加入記録が複数ある場合には、加入年月日が新しいものから2つまでを記録しています。

国年…国民年金 厚年…厚生年金保険
共済…共済組合等 **…記録なしを表しています

質問4	転居したことがある場合 現住所の前の住所をご記入ください	(わかる範囲でご記入ください) 東京都杉並区高井戸 9-9-9-9
-----	---------------------------------	--------------------------------------

ご協力ありがとうございました。

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀99-99-99 年金 花子 様



○ ご自身が自ら署名する場合には、押印は不要です。

○ 電話番号は平日の日中に連絡を取りやすい番号をご記入ください。(携帯電話など)

○ 質問1の「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」の番号が990Xで始まっている方は、その番号を記入せずに、質問2へお進みください。
例) 9901-000000

○ お客さまのものと思われる基礎年金番号で管理している年金加入記録を表示しています。

※加入記録がない場合は、②に「**」と表示しています。

○ 左欄に表示された年金加入記録がお客さまのものである場合、

• ②が「国年」のとき
⇒⑥にその当時の住所をご記入ください。

• ②が「厚年」、「船保」、「共済」のとき
⇒⑤にお勤め先の名称、⑥に事業所所在地をご記入ください。

※「船保」のときは、⑤に乗り組んでいた船名をご記入ください。

協会けんぽからのお知らせ

登録無料

メールマガジン 好評配信中!

～健康保険事務担当者さまにおすすめです～

メールマガジンに登録すると何かいいことがあるの?

タイムリーな情報提供

リアルタイムな情報が届きます。毎月2回の定期配信と、至急お届けしたい情報は臨時号を配信する場合があります。何人ご登録をされても無料です(通信料別途)。協会けんぽ大阪支部から事業所(事務ご担当者)さまへダイレクトに情報提供し、皆さまの事務をサポートいたします。

お役立ち・お得な情報提供

健康保険の制度改正や手続き、保険料率変更などの健康保険事務を行ううえで**重要な情報**や**参考になる情報**が届きます。メールマガジンで内容をチェックして、さらにくわしく知りたいときは**メールマガジン内のURLからそのままホームページ**で詳細が確認できます。

登録者
8400名突破

毎月広報紙は読んでいたけど、どこが違うの?

健康サポート情報で、従業員の健康管理を見直すきっかけになったわ。

メルマガを支店の事務担当者にもすすめておいたよ。

メルマガで知ったけど、医療費が高くなったときに負担額を軽くする制度があるんだね。

メールマガジンとはどんなもの?

内容

- ①健康保険の制度に関する旬な情報
- ②健康保険給付申請について、担当者から実務的なアドバイス
- ③Q&A形式でよくあるご質問の回答
- ④保健師や管理栄養士から健康づくりサポート情報
- ⑤季節の健康情報、健康レシピなどのプチ情報コーナー

ぜひご登録いただき、お仕事にお役立てください。

登録は無料でカンタン! (パソコン用の配信となります)

- 1 協会けんぽ大阪支部のトップページ右下の「協会けんぽ大阪支部メールマガジン」のバナーをクリックします。
- 2 「協会けんぽ大阪支部メールマガジンの登録について」の「新規登録」ボタンをクリックします。
- 3 利用規約に同意のうえ、「大阪支部配信登録」画面の項目を入力してください。入力後、確認のうえ、登録ボタンをクリックすれば登録完了です。

協会けんぽ大阪支部メールマガジン



- ◆お役立ち情報満載
- ◆月2回配信
- ◆登録は無料で簡単

配信回数

- ◆毎月2回配信
- ◆臨時号も配信

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

インターネットで医療費情報の確認、 健診の申し込みができます

協会けんぽでは、インターネットを通じて医療費情報の確認や、健診の申し込みなどを行っていただける便利なサービスを実施しています。いつでもご自宅や会社から利用できますので、ぜひご利用ください。

このようなサービスをご利用いただけます

- **【医療費情報の照会】**
毎月の医療費や受診した医療機関名のご確認
(利用申請を行った翌月の21日頃から照会可能になります)
- **【生活習慣病予防健診対象者データのダウンロード】**
事業主の方による健診対象者データのダウンロードおよび申込書の作成
- **【生活習慣病予防健診の申し込み】**
被保険者(加入者ご本人)の方の健診申し込み
- **【特定健診(特定健康診査)の受診券発行申請】**
被扶養者(加入者ご家族)の方の特定健診受診時に必要な「受診券」の発行申請



ご利用いただける方

	医療費の照会	生活習慣病予防健診申し込み	生活習慣病予防健診対象者ダウンロード	特定健診受診券申請
被保険者(ご本人)	○	×	×	×
被扶養者(ご家族)	×	×	×	○
事業主	×	○	○	×
任意継続被保険者(ご本人)	○	○	×	×

ご利用方法



①協会けんぽホームページから
ユーザID・パスワード取得の申請

②審査後、ユーザID・パスワード
の通知が協会けんぽ大阪支部
から郵送で到着(1週間程度)

③協会けんぽホームページから
ログインして利用開始

くわしくは、協会けんぽホームページ「サービスのご紹介」をご覧ください。

インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました！

🌸 **ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！**

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」
など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、
あらかじめご了承ください。

🌸 **いつでも、最新の年金記録が確認できます！**

🌸 **記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！**

🌸 **「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの
内容がご自宅で確認できます！**



具体的な年金見込額試算の例

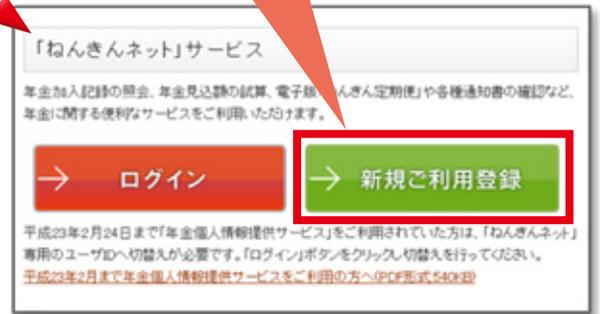
	これまで	ねんきんネット
中高年の方	58歳男性の例 ねんきん定期便での見込額(※) 61歳～64歳 795,000円 65歳～ 1,812,500円 ※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提	今後の給料の入力 現在の仕事を継続 65歳まで 給与 240,000円 見込額 (在職老齢年金) 61歳～64歳 637,500円 65歳～ 1,910,700円
	33歳女性の例 (厚生年金に13年加入) ねんきん定期便での見込額(※) 380,600円 ※これまでの加入実績のみでの見込額	今後の給料の入力 現在の仕事を継続 60歳まで 給与 200,000円 60歳まで加入後の見込額 1,356,000円

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

シニアライフセミナー

定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催します。ふるってご参加ください。

●日時 平成25年7月25日(木) 午後1時30分～4時30分

●場所 薬業年金会館 4階 大阪市中央区谷町6-5-4

●参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者および配偶者(健康保険組合の被保険者を含む)。
※50歳以上の被保険者および配偶者(セミナーの内容に興味をお持ちの方は年齢に関係なくご参加いただけます)。

●定員 70名

●参加費 ●会員事業所の被保険者および配偶者 無 料

●非会員事業所の被保険者および配偶者 1,000円/1名

非会員事業所の参加者の方には、郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

●セミナーの内容 《社会保険》 退職後の健康保険・年金・雇用保険等について

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏

《健康セミナー》 夏に負けない!～夏の健康管理～

講師:保健師・心理相談員 宮本 由子氏

●申込方法 参加申込書(コピー可)に必要事項を記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXでお申し込みください。

●申込締切 平成25年7月12日(金)必着 ただし、定員になり次第締め切ります。

●その他 当日は保健師による個別健康相談を実施します。希望者には血管年齢測定も行います。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階

電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

シニアライフセミナー参加申込書

会員 会員番号 (25- -) ・非会員 ・不明

事業所名称

電話番号

事業所所在地 〒 -

参加証送付先

氏名

健康保険被保険者証 記号・番号	氏名	性別	年齢	区分 (どちらかに○)
				被保険者・配偶者

※お申し込みが5名以上の場合はコピーしてご使用ください。

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

心の健康セミナー開催

～メンタルヘルス入門～

あなたは、こころの健康に留意していますか？ 自分には関係ないと思わずに、セルフチェックをしながら、メンタルヘルスを正しく理解しておきましょう。

心のトラブル、それに伴う心の病気は、みなさんにとっても他人事ではなく“明日はわが身”、そんな時代です。職場生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っております。心の声を早くキャッチしてメンタルヘルス対策に取り組みましょう！

- 日 時 平成25年9月3日(火) 午後1時30分～4時30分 (途中休憩あり)
- 場 所 薬業年金会館 3階 大阪市中央区谷町6-5-4

● 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている事務担当者(健康保険組合の被保険者を含む)。
※1事業所1名の参加をお願いします。

● 定 員 150名 (定員を超えた場合は抽選となります)

● 参加費 無 料 (※資料はこちらで用意しますので、筆記用具をご持参ください)

● 申込締切 平成25年7月18日(木)必着

● セミナーの内容 ★職場におけるメンタルヘルスの基礎～「気づき」から

講師:土井 晶子(メンタルヘルス対策支援センターOSAKA相談員)

神戸学院大学人文学部人間心理学科准教授、臨床心理士、認定フォーカシング・トレーナー

★メンタルヘルス対策をどう進めるか～促進員の支援活用も含めて

講師:西川 伸男(メンタルヘルス対策支援センターOSAKA促進員)

西川伸男社労士事務所代表

● 申込方法 下記、「参加申込書(コピー可)」に必要事項を記入いただき、「宛先を記入した返信用はがき」を同封のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ封書でお申し込みください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線

心の健康セミナー 参加申込書

会員 会員番号 (25- -) ・非会員 ・不 明

事業所名称 電話番号 ()

事業所所在地 〒 -

健康保険被保険者証 記 号 ・ 番 号	参加者氏名 (ふりがな)	性 別	年 齢
		男 ・ 女	歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

年金事務講習会

『実務に役立つ年金あれこれ』

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。
～老齢・障害・遺族年金の給付について～

● **日程・場所・定員** **開催時間：午後1時30分～4時30分**

- 平成25年8月22日(木) <内容は両日とも同じものです> (定員 各100名)
- 平成25年9月18日(水)

大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体的町4-11>

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子 氏

● **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

- **参加費用**
- **会員事業所の被保険者等 無 料**
 - **非会員事業所の被保険者等 1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● **募集の締切** **平成25年7月18日(木)必着**

● **応募方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を往信の文面欄に貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。

参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。

なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定します。

※お申し込みはどちらか1回、1事業所1名様とさせていただきます。

返信用はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

年金事務講習会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (25— —) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 —	
電話番号	()	
参加希望日	月 日 ()	
参加者氏名	性別	男・女



※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

労務事務講習会

『実務に役立つ労働保険・社会保険の基礎』

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。
～採用から退職まで いつ、どこへ、どのような手続きが必要なのか～

● 日程・場所・定員 **開催時間：午後1時30分～4時30分**

- 平成25年8月 7日(水) <内容は両日とも同じものです> (定員 各100名)
 - 平成25年9月11日(水)
- 薬業年金会館 <中央区谷町6-5-4>

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子 氏

● 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

- 参加費用
- 会員事業所の被保険者等 **無 料**
 - 非会員事業所の被保険者等 **1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● 募集の締切 **平成25年7月18日(木)必着**

● 応募方法 「郵便往復はがき」に参加申込書を往信の文面欄に貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。

参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。

なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定します。

※お申し込みはどちらか1回、1事業所1名様とさせていただきます。

返信用はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

⑧ 労務事務講習会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (25 - -) 非会員 ・ 不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	()	
参加希望日	月 日 ()	
参加者氏名	性別	男・女



※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。